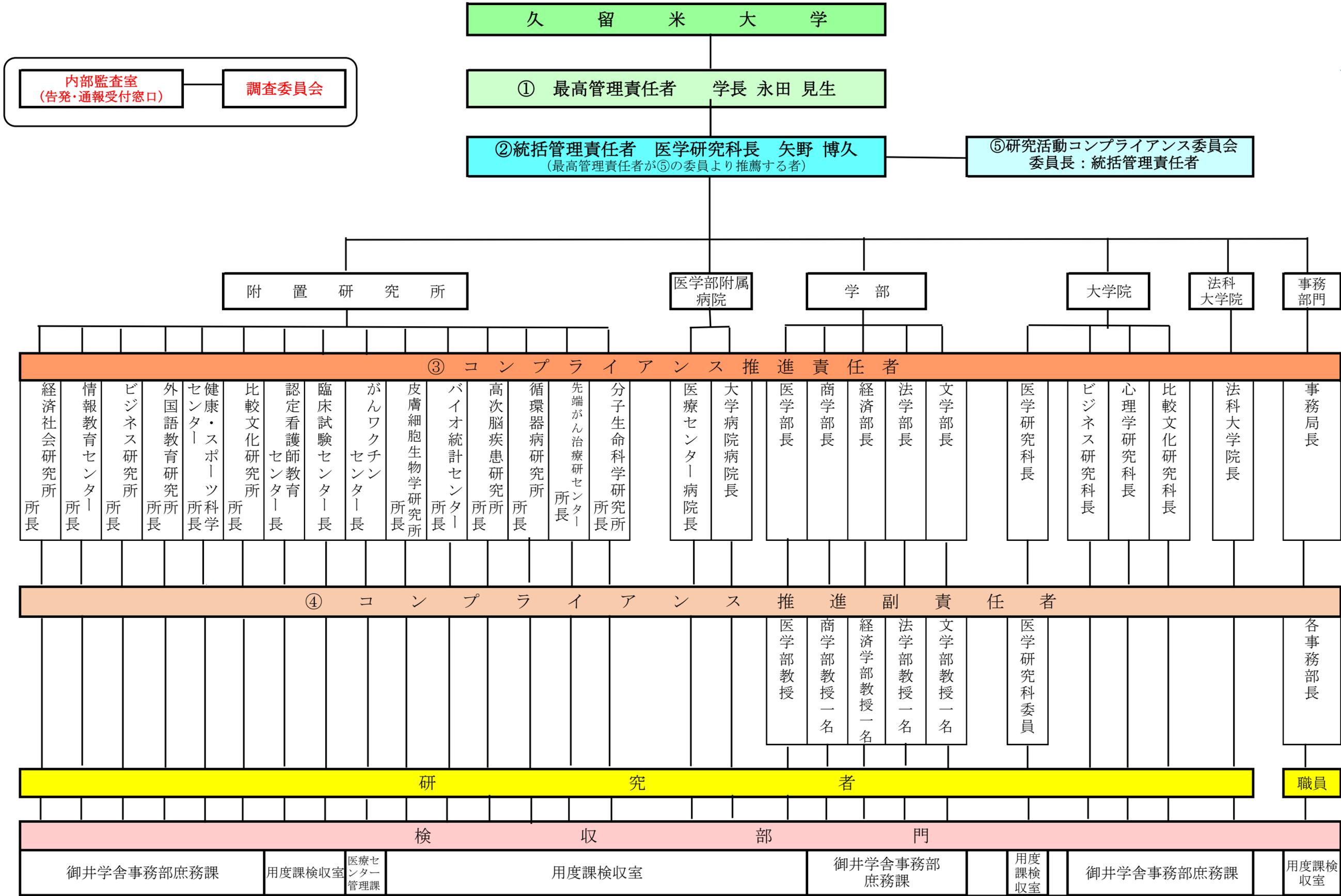


# 研究活動コンプライアンス推進体制図



	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に対応する役割	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に対応する役割
① 最高管理責任者	<p>本学における研究活動を統括し、研究費の運営・管理及び不正行為の防止等に関する最終責任を負う者。（学長）</p> <p>&lt;役割&gt;</p> <p>(1) 不正行為の防止等に関する基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任をもって不正行為の防止等が行えるよう、適切に指導する。</p> <p>(3) 不正行為の誘発要因を除去し、効果的な抑止機能を有する環境体制の構築に努める。</p> <p>(4) 不正行為の事前防止に努め公正な研究活動を推進するとともに研究者倫理を周知するために、教育・啓発活動に努める。</p> <p>(5) 不正行為防止計画に責任を持って取り組み、自ら同計画の進捗管理に努める。</p>	
② 統括管理責任者	<p>最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動、研究費の適切な運営・管理及び不正行為の防止を推進するため、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者。（研究活動コンプライアンス委員会委員より最高管理責任者が指名する者）</p> <p>&lt;役割&gt;</p> <p>統括管理責任者は、不正行為防止等の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。</p>	
③ コンプライアンス推進責任者	<p>公正な研究活動、研究費の適切な運営・管理及び不正行為の防止を推進するため、自らの部局を統括し実質的な責任と権限を持つ者。（学部長、大学院研究科長、法科大学院長、病院長、大学附置研究所長・センター長及び事務局長）</p> <p>&lt;役割&gt;</p> <p>(1) 統括管理責任者の指示の下、部局における不正行為防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。</p> <p>(2) 管理監督する部局の研究者等が、公正な研究活動及び適切な研究費の管理・執行を行っているか等を確認し、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>(3) 部局内の研究者等に対し、次号に掲げる倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス教育</li> <li>研究費の使用法、管理体制、それらに伴う責任及びどのような行為が不正に当たるかなどを理解させる教育</li> </ul>	<p>(3) コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）として部局内の研究者等に対し、次号に掲げる倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理教育</li> <li>研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育</li> </ul> <p>(4) 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。</p> <p>(5) 共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が、研究活動や研究成果を適切に確認するとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）を行うよう努める。</p>
④ コンプライアンス推進副責任者	<p>組織規模・部局等の構成員の数等を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行うため副責任者を置くことができる。</p> <p>&lt;役割&gt;</p> <p>(1) コンプライアンス推進責任者の補佐をし、不正行為（研究費）が起こりにくい環境づくりに努める。</p> <p>(2) コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報の伝達。</p>	<p>&lt;役割&gt;</p> <p>(1) コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）の補佐をし、不正行為（研究活動又はその研究の発表の過程における）が起こりにくい環境づくりに努める。</p> <p>(2) 研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範の周知、研究分野の特性に応じ、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を若手研究者等に修得・習熟させることに努める。</p>
⑤ 研究活動コンプライアンス委員会	<p>現「公的研究費不正使用防止委員会」に研究活動における不正行為の防止等を盛り込み、2つのガイドラインに対応する新委員会に改組し、研究活動の不正行為防止等に努める。</p> <p>委員会は、不正行為防止計画の実施にあたり、最高管理責任者の下で管理及び運営を行う。</p> <p>委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>1) 法人理事（学識経験者） 2) 学部長 5名 3) 大学病院病院長 4) 大学院研究科長 4名 5) 法科大学院長 6) 医学部看護学科長 7) 事務局長 8) その他委員長が必要と認める者</p> <p>コンプライアンス委員会の所管事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 不正行為防止に関する情報収集・分析を通じた不正要因の把握に関する事項。</p> <p>(2) 不正行為防止計画の策定・実施に関する事項。</p> <p>(3) 研究者等への倫理教育の実施、受講状況及び理解度の把握に関する事項。</p> <p>(4) 不正行為に係る事案への対応に関する事項。</p> <p>(5) その他不正行為防止に関する事項。</p>	<p>(1) 不正を発生させる要因について、大学全体の状況を体系的に整理・評価し、同要因に対応する具体的な対策として不正行為防止計画を策定・実施する。</p> <p>(2) 不正行為防止計画の実施にあたり、研究者等に対し同計画を周知徹底する。</p> <p>(3) 不正行為防止計画の実施状況を点検・評価し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>(4) 不正行為防止計画の実施状況を、最高管理責任者に毎年度報告する。</p>